

令和 年 月 日

様

神奈川県知的障害福祉協会  
会長 出縄 守英

神奈川県身体障害施設協会  
会長 柴田 和生

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター  
会長 鈴木 暢

### 市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書

利用者が安心して安全な地域生活を継続していくため、地域福祉を中心的に担う市町村において、障害福祉サービスの更なる推進と充実が図られるよう次のとおり要望いたします。

#### 1 新型コロナウイルス感染症の対策について(継続要望・一部新規)

令和2年前半より世界的な脅威となっています新型コロナウイルス感染症については各国の対応が状況により相違してきましたが、変異を繰り返し、現在も全国で新規の感染者が報告されており、未だ収束の兆しは見えておりません。福祉施設・事業所は、障がい者(児)、ご家族の生活を守るために感染予防に徹して、発生から今までサービス提供を継続しています。つきましては、コロナ関連の事項について以下のとおり要望いたします。

##### (1) コロナワクチン接種について

感染、発症の予防、また重症化を防ぐ上でも効果があると言われていきますコロナワクチンの4回目の接種につきましては、60歳以上や基礎疾患を有する方(知的障がい・精神障がい含む)、医師が必要と認めた人が接種対象者となりました。よって障がいのある方の多くは対象になります。また、医療・福祉施設従事者につきましても4回目の接種対象者としていただきありがとうございます。よって各市町村におかれましては、接種券の発行や接種実施に向けて、迅速かつ柔軟的な対応が図られるようお願いいたします。

##### (2) 検査及び医療体制の整備について

ハイリスク施設となる障がい福祉施設・事業所については、抗原検査キットの配布、PCR検査の速やかな実施をお願いします。利用者が陽性と判明した場合は速やかに入院・入所(ケア付き宿泊療養施設)できるよう、医療体制の整備をお願いします。

ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象にしていただくようお願いいたします。

(3) 感染発生施設への現場指導及び備品の支給について

昨年度以降、集団感染が発生した施設には、県クラスター対策班等が現場に駆けつけ指導・助言に当たられました。障がい者の生活施設は、感染が発生しても入院出来ずに施設内療養となるケースがほとんどです。その場合は、障がい特性やハード面の条件からゾーニングが困難になります。よって、今後とも県クラスター対策班はじめ市町村行政は、感染が発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給をお願いします。

(4) 柔軟な対応について

一昨年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、在宅支援や各種加算要件等の緩和がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりありませんので、今後の感染状況によっては、柔軟な対応を改めてお願いします。

(5) コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について

コロナ禍に加えて、ウクライナ侵攻などの影響により世界経済が不安定な状況におかれています。利用者ご本人の生活支援、就労支援の全般に係るライフラインの経費（電気、水道、ガス、灯油、重油等）、送迎・通院及び作業用車両のガソリン代、給食・食品製造販売等に係る食材費、梱包材等の材料費の値上げ分については、施設・事業所の運営費を明らかに圧迫するものです。よって、その値上げ分の経費を補填する助成金をお願いいたします。

2 障害福祉の人材確保について(継続要望・一部新規)

障害福祉職員の平均賃金の水準は、全産業の平均賃金と比較して低い傾向で、勤続年数も短い傾向にあり、福祉人材不足は、緊急の課題です。対人援助という高い倫理観、人権意識、専門性が求められる仕事として、やりがいのある業務である一方、それに見合う給与体系、処遇等の確保が現制度では困難であります。よって処遇改善を図り賃金向上を目指す必要があります。つきましては、障害福祉の人材確保について以下のとおり要望いたします。

(1) 処遇改善事業について

現行の「福祉・介護職員処遇改善加算」及び「特定処遇改善加算」に加えて、令和4年2月より処遇改善臨時特例交付金制度が創設されましたことに感謝いたします。処遇改善加算の更なる増額、仕組みの簡素化、職種による格差の是正を図り、賃金改善並びにキャリアアップの推進が図られるようお願いいたします。合わせて相談支援専門員を支給対象職種に加えてください。また、加算という不安定な上乗せ補助ではなく、基本

報酬への組み入れを望みます。

(2) 求人施策の制度化について

人材不足解消のため、各種研修の充実及び福祉人材センター、養成校等と連携し障害福祉サービス等に係る人材の確保に向けて、新卒者から転職者まで、幅広い年齢層を確保できる神奈川県独自の具体的な障害福祉の求人施策の実現を要望します。(例として就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある当該市町村での働き方等)

(3) ICT 機器・ロボットの導入について

障害者支援施設等では障害の重度化、高齢化が進んでいます。直接支援を軽減するための ICT 機器や福祉機器、ロボットの開発及び導入時の補助の検討をお願いします。

(4) 外国人人材について

外国人人材の受け入れの体制づくりを行政主導で実施し、外国の送り出し機関と県内の受け入れ団体を支える役割を持ち、安心して実習できる環境を整えていただくようお願いいたします。また、外国人人材の受入れ準備がスムーズに行えるよう、各事業所向けのガイドブック等の作成を要望します。

(5) 教育との連携について

学校教育の中でも、総合学習等で福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。将来を見据えてインクルーシブ教育の推進を図り、差別、偏見のない多様な価値観を認め合う福祉教育の推進をお願いします。

(6) 「福祉の仕事」の魅力発信について

障がい福祉の仕事は、働き甲斐があり、「ともに生きる社会」の実現のための誇りある仕事であることと、多様な支援の現場には、新しい人材が活躍できる場がたくさんあることを発信していく取組みを共にお願いしたいと思います。

3 障害者地域生活サポート事業について(継続要望)

平成 18 年度に障害者地域生活サポート事業が施行されて 16 年が経過しました。この事業は、平成 26 年度から交付金化され、市・県 1/2 負担の協調事業であるため、市町村の財政状況により実施状況に格差が生じています。事業メニューの実施率は 24% (令和 4 年 7 月現在) と低い状況です。

(1) 市町村格差について

この交付事業は、市町村の任意事業であり、財源状況により市町村格差が生じていま

す。県と市が協力して実施率を上げていただけるよう、また広域行政機能による市町村格差を是正されるよう要望します。

- ア 「重度重複障害者個別支援事業」については、14 市町村が実施。
- イ 「単独型短期入所促進事業」については、14 市町村が実施。
- ウ 「地域防災拠点事業」については、11 市町村が実施。
- エ 「医療的ケア支援事業」については、12 市町村が実施。
- オ 「行動障害者支援事業」については、7 市町村が実施。

#### (2) 単価及び条件の見直しについて

平成 31 年度より実施された見直しの一部は、国制度の拡充を踏まえて交付基準額の見直しを行ったとする事業メニューがありますが、国の拡充が一律に対象になるわけではない状況の中で、交付基準額を一律に減額することは望ましくありません。福祉先進県として維持、加算する方向で進むことを要望します。また実施する条件に人員配置や限定的条件があるため、現実的な状況に合わせて見直しが必要と思われます。

今後の課題は、福祉先進県として、市町村格差を是正するためにも、神奈川県単独補助事業として実施する抜本的な見直しを要望します。

#### (3) グループホーム運営費補助と家賃補助について

障害者グループホーム等運営費補助事業は、地域で暮らす利用者を支援する上で、無くてはならない福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに、引き続き事業の補助水準の維持とさらなる充実をお願いします。

グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差（8,000～17,500 円）が生じています。地域での安心した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるよう要望します。現在 19 市町が家賃補助を実施しています。

#### 4 障がい児サービスについて（継続要望・一部新規）

(1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています、地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師や P T、O T、S T などの専門職の人件費補助などが図られるよう要望します。

(2) 福祉型障害児入所施設における過齢児の対応については、児童福祉法により 20 歳未満までの延長は認められておりましたが、令和 6 年度の改正により、22 歳満了時まで延長されることになりました。平成 24 年度児童福祉法の改正以降、過齢児の移行

を十分に進めることが出来ておらず、みなし規定の延長及び超過年齢の延長という対応を取らざるを得ない状況にあるものだと思われま

す。本来、高等部を卒業し、18歳を過ぎた過齡児の対応は、障害者施策で対応すべきものであります。更に過齡児の移行調整は、都道府県及び市町村の責任主体が明確化されております。移行支援は、高等部卒業と同時に移行が出来るよう、意思決定支援及び障害支援区分の調査と交付、移行先の確保と調整、体験利用等、少なくとも高等部2年の時期からは市町村に中心的な役割を担っていただきたいと思

#### 5 相談支援事業の充実（継続要望）

相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

#### 6 短期入所事業について（継続要望）

(1) 障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。

(2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われ

#### 7 就労関連について（継続要望）

ま

障がい者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓口の設置が図られよう要望します。

#### 8 障がい者の防災対策について（継続要望）

(1) 昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが

難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、地域ぐるみの個別避難計画の推進とともに受入れ施設等との協議、日頃からの連携が重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。

- (2) 大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。

#### 9 発達障がい者への支援の充実について（継続要望）

現在、かながわA（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。

#### 10 市町村の障害福祉計画との関連について（継続要望・一部新規）

##### (1) 地域生活支援拠点等の整備及び基幹相談支援センターの設置について

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。また、基幹相談支援センターについては、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

##### (2) 市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望します。

##### (3) 障害者支援施設・短期入所事業の再整備の推進について

障害者支援施設の待機者は、加齢児支援と併せて相当数の方がいられる状況にあります。また、神奈川県においては、平成元年前後に建設した障害者支援施設が多くあり、2025年度には、こうした既存施設の老朽化に伴う施設の再整備が課題となります。今後、施設の再整備にあたっては利用者の生活の質が向上するよう、利用定員の見直し、個室化・ユニット化・バリアフリー化等の住環境の改善を図るよう、国庫

補助に加え縣市独自の予算措置と計画的な老朽改築等に向けた事業の推進をお願いいたします。また、建替え整備について、単年度事業では入札等の手続から仮設、本体工事等までの工期を考えると困難なため、複数年度等の配慮をお願いします。

(4) 「当事者目線の障がい福祉」と多様な福祉サービスのあり方について

県内市町村の障がい福祉は、その地域性の中で入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を選べることが重要です。65歳問題（介護保険優先ではない2007年厚労省通知があります）にも関連します。特に利用者ご本人が意思決定支援等により、自分の望む暮らし、仕事、日中活動等を実現するためには安心して体験できる環境が必要です。そのためには通過型を含む循環型サービスで、ライフステージを通して切れ目のない支援が必要となります。多様なサービスのひとつである入所施設（短期入所を含む）は24時間365日稼働のセーフティネット機能、役割を持ち、地域生活を支える拠点です。また入所施設は、幅広い業務を通じて福祉人材の確保、育成を担い、地域ネットワークの中でソーシャルワークを実践する福祉専門職を育てる拠点ともなります。福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、県内市町村が連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされることを要望します。

恐れ入りますが、この要望書についての回答は、文書で令和 年 月 日まで  
をお願いいたします。

以上